

岩内町地域公共交通活性化協議会規約（案）

（目的）

第 1 条 岩内町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の素案作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に関し必要な協議を行うため設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は、北海道岩内郡岩内町字高台 1 3 4 番地 1 岩内町役場内に置く。

（事業）

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通計画の素案作成の協議に関する事
- (2) 交通計画の実施に関し必要な協議に関する事
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事

（組織）

第 4 条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 岩内町長が指名する岩内町職員
- (2) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者
- (3) 北海道後志総合振興局長が指名する者
- (4) 関係する道路管理者が指名する者
- (5) 岩内警察署長が指名する者
- (6) 町内に事業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業者
- (7) 町内に事業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者
- (8) 地域住民又は利用者の代表
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体

- (10) その他協議会が必要と認める者
- 2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員のうち行政機関等の職員については、その職にある期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 2人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、岩内町副町長をもって充てる。
 - 3 副会長及び監事は、会長が指名するものをもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長不在のとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計監査を行い、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の決議方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。
- 6 会議は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報は、岩内町のホームページ等を利用して公表する。
- 7 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
- 8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第 8 条 第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 9 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、岩内町経営企画部企画財政課地域創生係に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 10 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 11 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 12 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。